

独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針

1. 農業者年金制度は、農業者の老後に不可欠の「良い制度」。すべての加入資格者に知ってもらい、加入してもらうことを目標に加入推進に取り組む。
2. 「お客さま」である加入者・受給者一人ひとりの信頼・期待を裏切ってはいけない。心配り、心配り、サービス精神を忘れずに仕事に取り組む。
3. 仕事にミスやトラブルはつきもの。自分で抱え込まず、速やかに上司・役員まで報告・連絡・相談する。
4. 基金の仕事は、各人・各部署の仕事が密接に関連。個々の専門的な仕事のその先にある同僚、他部署の仕事に思いを巡らしながら仕事に取り組む。
5. 農業者年金の仕事は基金だけではできない。ともに推進に当たる農業委員会系統組織、農協系統組織と連携しながら仕事に取り組む。
6. 法令を遵守し、高い倫理観を持って行動する。特に、個人情報の取り扱いには最善の注意を持って仕事に取り組む。
7. 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関との連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
8. 役職員全員で、明るく働きやすい職場づくりを進めよう。

平成30年 4月
理事長 西 恵正